

【使用のルール】

(1) ロゴマークはどなたでも自由に使用（事前届出・申請等は不要）できますが、次の場合は使用できません。

ア 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合

イ 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を千葉市が支援又は公認しているような印象を与えるとき又はそのおそれがある場合

ウ 自己の商標又は意匠として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合

エ 千葉市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合

オ その他、本市がロゴマークの使用を不相当と認める場合

(2) ロゴマークを商品に使用した場合は、当該商品の写真を提出してください。

(3) ロゴマークはサイズの拡大・縮小はできますが、変形や加工はしないでください。